

（ ）  
（ ）  
（ ）  
部分は今回平成二十六年四月一日に施行することとする部分

航空法の一部を改正する法律要綱

第一 准定期運送用操縦士の資格の創設

一 航空従事者技能証明（以下「技能証明」という。）の資格に、准定期運送用操縦士の資格を設けるものとする。

（第二十四条関係）

二 准定期運送用操縦士の資格に係る業務範囲を、航空機に乗り組んで、機長以外の操縦者として、構造上、その操縦のために二人を要する航空機の操縦を行うこと等とすること。

（別表関係）

第二 操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設

一 定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士又は准定期運送用操縦士の資格についての技能証明（以下「操縦技能証明」という。）を有する者は、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であつてその維持について確認することが特に必要であるもの（以下「特定操縦技能」という。）を有するかどうかについて、操縦技能審査員（特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験、知識及び能力を有

することについて国土交通大臣の認定を受けた者をいう。)の審査を受け、これに合格していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について次に掲げる行為を行ってはならないものとする。この場合において、当該審査は、当該行為を行う日前国土交通省令で定める期間内に受けたものでなければならぬものとする。

1 航空機に乗り組んで行うその操縦

2 第三十五条第一項各号又は第七十一条の四第一項の操縦の練習の監督

3 第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習の監督 (第七十一条の三第一項関係)

二 一は、一の期間内に国土交通省令で定める方法により特定操縦技能を有することが確認された場合は国土交通大臣がやむを得ない事由があると認めて許可した場合には、適用しないものとする。

(第七十一条の三第二項関係)

三 一は、操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者で一の期間内に一の規定による審査に合格していないものが当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機に乗り組んで行う操縦の練習のために行う操縦であつて、当該操縦の練習が機長として当該航空機を操縦することができる技能証明及び航

空身体検査証明を有する者の監督（機長として当該航空機を操縦することができる技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合にあつては、機長として当該航空機を操縦することができる知識及び能力を有すると認めて国土交通大臣が指定した者の監督）の下に行われるものについては、適用しないものとする。

（第七十一条の四第一項関係）

### 第三 航空身体検査証明の有効期間の適正化

航空身体検査証明の有効期間は、当該航空身体検査証明を受ける者が有する技能証明の資格ごとに、その者の年齢及び心身の状態並びにその者が乗り組む航空機の運航の態様に応じて、国土交通省令で定める期間とするものとする。

（第三十二条関係）

### 第四 その他

所要の罰則を整備することその他所要の改正を行うものとする。

### 第五 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設に関する規定については、公布の

日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。

(附則第二条から第四条まで関係)

三 関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。

(附則第五条及び第六条関係)